原判決を破棄する。 本件控訴を棄却する。

控訴費用および上告費用は被上告人の負担とする。

由

上告代理人は、原判決を破棄し、 さらに相当の裁判を求める旨申立て、上告理由 として別紙の通り述べ、被上告代理人は上告棄却の判決を求めた。 上告理由第二点ないし第四点について

ーニーを 当事者間に争いのない事実および原審が確定した事実は次の通りである。 被上告人の夫であるA弁護士は昭和四二年七月二〇日ごろ上告人からその妻Bに 対する離婚手続処理方を委任され、上告人の代理人としてBを相手方として東京家 庭裁判所八王子支部に離婚等の調停を申立てたが、Bから事情を聴取した結果、罪 はむしろ上告人にあり、Bには離婚原因はないと判断したので、同人との間に、B は上告人とその肩書住所で同居し、その扶養を受け、食料品、雑貨店の経営には干渉しない旨の合意を成立させ、右調停の申立を取下げた。上告人はそれでもなおB と離婚したいと考え、同年一〇月一七日ころ再度離婚調停の申立をし、その帰途A のもとに立寄り、調停申立をした旨を報告したが、Aは、離婚原因があると思えな かつたので、同事件の処理を引受けなかつた。すると、上告人は同月一九日ころA をたずねて、Bと離婚するためおよび離婚後の新生活のため本件不動産、酒たばこ その他の販売権、電話加入権を一括して二、〇〇〇万円か三、〇〇〇万円で買つてくれる人をさがしてもらいたいと頼んだ。これに対しAが急な話であるから、一、〇〇〇万円にしか売れないと答えたところ、上告人は右金額でその売却斡旋方を依頼した。被上告人は同日夜Aからその話を聞いてこれを買うことにし、翌二〇日被上告人の代理人であるAと上告人との間で、上告人は被上告人に対し本件不動産等 を代金一、〇〇〇万円で売渡す、Bを本件不動産から立退かせるため、被上告人は 起訴前の和解によつて上告人に対する本件不動産明渡の債務名義を取得する、代金 は契約時に一〇〇万円、和解成立の翌日から六〇日以内に残額を上告人の商品代金 等の弁済にあてた金額を差引いて、支払う、等の約定が成立した。右代金支払期は 同月二二日、双方合意の上、本件不動産の所有権移転登記手続完了の翌日から一五 日以内と変更きれた。同年一一月一三日被上告人の代理人であるAと上告人との間で豊島簡易裁判所において、昭和四二年一一月一五日限り上告人は被上告人に対し 本件建物を、商品什器等を現状の通り存置したまま、明渡し、かつ、酒たばこその 他の販売権および電話加入権について名義変更手続をする、右明渡等完了後五〇日 以内に被上告人は上告人に代金残額七〇〇万円を支払う、等の条項の本件和解が成 立したが、右和解申立の際、上告人に対する和解期日の呼出状がその住所に送達さ れると、Bが本件不動産の売買を知り、和解の成立を妨害する虞があると上告人が 言うので、Aは自己の知人の住所を上告人の住所として和解の申立をした。本件不動産等の当時の価格は一、〇〇〇万円を相当上回わるものであり、上告人は、その 価格は二、〇〇〇万円ないし三、〇〇〇万円であると信じていた。

〈要旨〉右事実によれば、上告人が再度の離婚調停の申立をしたことをAに報告し たことは当然に上告人がAに〈/要旨〉対する信頼を持続していたことを物語るもので あり、Aが離婚原因なしとして同事件の受任を拒絶した後もなお離婚および離婚後 の生活に備えて本件不動産の財産を処分すべくAにこれを依頼したという上告人の 心理、行動には異様の印象を受ける反面、Aの受任拒絶にも拘らず同人に対する信 頼感にいささかの変化もなかつたことを証明するものというを妨げず、このことを 熟知していたと考えられるAは一面離婚原因なしと信じていたというのであるか。 ら、上告人の本件不動産等の売却の動機、目的について当然抱いていたと思われる 危倶、懸念を明らかにし、上告人を説得して売却を思いとどまらせるのが至当の態 度であり、上告人があくまで売却の意思をひるがえさないときは、売却依頼を拒絶 するか、Bの了解を得て後日の紛争を防止して適当な買受人を斡旋するのが弁護士 の公正な事務処理というべく、これをみずからまたはその家族の代理人として買取ることは弁護士法第二五条第一ないし第三号に直接抵触するか否かは別として、少なくとも右法条の精神とする弁護士に対する具体的および一般的信頼関係を裏切る ものというべきである。もつとも、かかる場合、依頼者(上告人)においてAまた は被上告人と契約を結ぶことはAとの従来の関係が専ら信頼関係に基づくものであ るのに反し、売買という利害相反の関係に立つものであることを十分に自覚し、か つAが相手方の代理人であることを理解した上で、売買の諸条件に関し交渉、決定 したものであるならば、その結果について疑念をさしはさむ筋合もないであろう。

る。 そうしてみれば、前記事実に基いて本件売買および和解が弁護士法ないし公序良俗に違反しないとして上告人の請求を棄却した原判決には法令の解釈を誤つた違法があり、右違法が判決の結論に影響を及ぼすことは明白であるから、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、本件和解が無効である以上、本件和解調書の執行力の排除を求める上告人の請求が理由があることは明白であつて、これを認容した第一審判決は、理由は異なるけれども、結局、正当であるから、本件控訴は棄却すべきである。

よつて、民事訴訟法第四〇八条、第三九六条、第三八四条、第九六条、第八九条に従い主文のように判決する。

(裁判長裁判官 近藤完爾 裁判官 田嶋重徳 裁判官 吉江清景)